

## 第3次「高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画」策定の概要

### 1 高知県犯罪のない安全安心まちづくり推進計画（以下「計画」という。）策定の趣旨

この計画は、「高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例」（以下「条例」という。）の基本理念に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりの取組（県民、事業者、地域で活動する団体の自主的な活動及び犯罪の防止に配慮した生活環境の整備）を総合的・計画的に進めるための行動計画であり、このたび、2次計画に基づくこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、新たな3次計画を策定するもの。

### 2 計画の性格、位置付け

- (1) 条例第12条に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりを総合的かつ計画的に進めるための計画
- (2) 条例第4条（県の責務）に基づき、犯罪のない安全安心まちづくりを推進するための取組を総合的に実施するための県の行動計画

### 3 計画の期間

平成29年度～33年度までの5年間

### 4 計画の構成(案)

- (1) 計画の基本的な考え方
  - ・ 策定の趣旨 ・ 県民の意見の反映等 ・ 期間 ・ 数値目標の設定 ・ 進行管理
  - ※線表による進行管理
- (2) 計画策定の背景
  - ・ 高知県の現状 ・ 第2次計画の成果と課題 ・ これからの課題
- (3) 計画の目標及び基本的な方向
  - ・ 基本目標 ・ 計画の基本的な方向 ・ 計画の取組体系
- (4) 具体的な取組事項
  - ① 県民の防犯意識を高め、県民、事業者、地域活動団体による自主的な活動を促進する
  - ② 県民、事業者、地域活動団体、行政の連携を進める
  - ③ 高齢者、障害者、女性、子どもの安全を確保する
  - ④ 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備を促進する
  - ⑤ 南海トラフ地震等の大規模災害に対応した防犯対策を推進する
- (5) 数値目標
  - ・ 目標数値 ・ 状況確認指標
- (6) 参考資料